第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

| 特定装置の種類 | a |
| --- | --- |
| 第二条第一号の自動車駆動用出力装置 | 8以上 |
| 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置 | |
| 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置 | |
| 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置 | |
| 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置 | |
| 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置 | |
| 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置 | |
| （略） | （略） |
| （略） | 8以上 |
| 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置 | |
| 第二条第十三号の座席 | |
| （略） | |
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | |
| | |
| （略） | （略） |

**第二条**　装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 前条の規定による改正後 |
| --- | --- |
| （特定装置の種類） | （特定装置の種類） |
| **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 | **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 |
| 一～十八　（略） | 一～十八　（略） |
| 十八の二　法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうちディフィートストラテジー防止装置（路上走行時に発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。）（軽油を燃料とする自動車（自動車の種別及び用途に応じ、自動車の重量及び乗車定員に関し告示で定める要件を満たすものに限る。）に備えるものに限る。） | （新設） |
| 十九～四十九　（略） | 十九～四十九　（略） |

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

| 特定装置の種類 | a |
| --- | --- |
| 第二条第一号の自動車駆動用出力装置 | 8以上 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| （略） | （略） |
| （略） | 8以上 |
| 第二条第十二号の二の座席 | |
| 第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置 | |
| （略） | |
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | |
| 第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置 | |
| （略） | （略） |